

○総務省告示第二百八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

令和七年八月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

[illegible]